

適格消費者団体特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「当団体」という。）は、2014年3月10日、新聞発行会社5社に対して、新聞購読契約書の契約条項等に関する改善申入れを行い、新聞発行会社1社に対して要望を行いました。その後、下記のとおり各社の対応を得ることができましたので、問題は解消したと考えられ、今回の申入れ活動は終了することといたしました。

申入れの対象とした事業者名 株式会社朝日新聞社、株式会社神戸新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社毎日新聞社（計5社）

要望の対象とした事業者名 株式会社読売新聞大阪本社（計1社）

記

1. 株式会社朝日新聞社に対して

2014年3月10日、改善申入れ書を送付しました。

申入事項① 購読契約書のクーリング・オフ制度に関する記載箇所において、クーリング・オフ妨害があった場合の扱いについて、法律上は契約時からクーリング・オフ期間が継続しているのに対し、購読契約書には、いったんクーリング・オフ期間が終了した後、消費者が請求した場合に8日間復活するものであるかのように誤解させる表現があった点（特定商取引法9条1項但書のカッコ内関連）

申入事項② 販売店が消費者に対し、最新版の購読契約書を交付せず、旧版の購読契約書を交付したことにより、特定商取引法の現行法に照らすと記載事項欄が一部欠落したものが交付されている点

このほか、新聞購読契約に関するガイドライン（2013年11月21日策定）を販売店に対して遵守を徹底させることなどを要望しました。

2014年4月11日、朝日新聞社から回答書が届き、申入事項①は購読契約書を改訂する旨、申入事項②は最新版の購読契約書を交付するように販売店に対し要請する旨が、回答されました。

2014年8月20日、朝日新聞社から、申入事項①を特定商取引法に合わせて改訂した契約書が送付されました。（終了）

2. 株式会社神戸新聞社に対して

2014年3月10日、改善申入れ書を送付しました。

申入事項① 特定商取引法の2008年改正が購読契約書に反映されておらず、クーリング・オフをしたときに商品の使用利益を請求しない旨が記載されていない点（特定商取引法9条5項関連）

申入事項② 月の途中で購読の開始や終了をした場合の日割り計算について、「実配日数×1部売り単価」の計算式で請求すると記載した点（特定商取引法10条1項2号関連）

このほか、新聞購読契約に関するガイドライン（2013年11月21日策定）を販売店に対して遵守を徹底させることなどを要望しました。

2014年4月10日、神戸新聞社から回答書が届きましたが、具体的な対応策の記載がなかったため5月13日、当団体は質問書を送付しました。7月1日、神戸新聞社から回答書が届き、購読契約書を改訂する際には、申入事項①②を改善する旨が回答されました。

2014年10月23日、神戸新聞社から、改訂した購読契約書が送付されました。申入事項①は特定商取引法に合わせて記載され、申入事項②は「月極め購読料÷30日×実配日数」の計算式で請求するよ

うに改められました。(終了)

3. 株式会社産業経済新聞社に対して

2014年3月10日、改善申入れ書を送付しました。

申入事項① 特定商取引法の2008年改正が購読契約書に反映されておらず、クーリング・オフをしたときに商品の使用利益を請求しない旨が記載されていない点(特定商取引法9条5項関連)

申入事項② 月の途中で購読の開始や終了をした場合の日割り計算について、「実配日数×1部売り単価」の計算式で請求すると記載した点(特定商取引法10条1項2号関連)

このほか、新聞購読契約に関するガイドライン(2013年11月21日策定)を販売店に対して遵守を徹底させることなどを要望しました。

2014年4月16日、産業経済新聞社から回答書が届き、今後は申入事項①②について対応する考えである旨、回答されました。

しかし、産業経済新聞社からは、その後、改訂した購読契約書の送付がありませんでした。さらに、2015年春になっても販売店が、改訂されていない、従前の購読契約書を使用していることが見受けられました。また、2015年7月の同社のウェブサイトには申入事項②を改めずに掲載していました。同社のウェブサイトでは、「購読契約期間中に購読者が引越し等住居移転をされる場合は、移転先の販売所から継続して購読することとします」という不当条項も見つかりました。

このため、2015年8月17日、再度の改善申入れ書を送付しました。

既に申し入れた事項①、②について、回答書の対応方針を至急実施されること

申入事項③ 上記の「購読契約期間中に購読者が引越し等住居移転をされる場合は、移転先の販売所から継続して購読することとします」と記載されている点(消費者契約法10条関連)

2015年9月17日、産業経済新聞社から回答書が届き、申入事項①②③について改めた旨が回答されました。

その後、同社のウェブサイトを確認すると、申入事項①に関しては「既に配達された新聞代金(中略)の支払い義務はありません」と記載されるようになり、申入事項②に関しては「月額購読料×(購読日数÷当月の総日数)」の計算式で請求すると改められ、申入事項③に関しては「購読契約期間中に購読者が引越し等住所移転をされる場合は、新しい住所でも引き続き購読できますので現在お届けの販売所にご相談ください」に改められていました。(終了)。

4. 株式会社日本経済新聞社に対して

2014年3月10日、改善申入れ書を送付しました。

申入事項① 特定商取引法の2008年改正が購読契約書に反映されておらず、クーリング・オフをしたときに商品の使用利益を請求しない旨が記載されていない点(特定商取引法9条5項関連)

このほか、新聞購読契約に関するガイドライン(2013年11月21日策定)を販売店に対して遵守を徹底させることなどを要望しました。

2014年4月7日、日本経済新聞社から回答書が届き、購読契約書の中の「すでに配達された新聞の代金や引取りに要する費用の支払い義務はありません」の下線部を追加するよう改める旨が回答されました。(終了)

5. 株式会社毎日新聞社に対して

2014年3月10日、改善申入れ書を送付しました。

申入事項① 特定商取引法の 2008 年改正が購読契約書に反映されておらず、クーリング・オフをしたときに商品の使用利益を請求しない旨が記載されていない点（特定商取引法 9 条 5 項関連）

申入事項② 「購読契約期間中の転宅は契約満了日まで継続購読とします」と記載されている点（消費者契約法 10 条関連）

このほか、新聞購読契約に関するガイドライン（2013 年 11 月 21 日策定）を販売店に対して遵守を徹底させることなどを要望しました。

2014 年 3 月 26 日、毎日新聞社から回答書が届き、現行の購読契約書は改訂済みであるとして、現行のものが同封されていました。現行のものは、申入事項①②の内容は削除されていました。同社に問い合わせると、2012 年 7 月から現行の購読契約書に変更したという説明であり、当団体が申入れの基礎とした購読契約書（当団体の会員が 2012 年 11 月 3 日に交付を受けたもの）は古い版でした。すでに改善されていたのでその旨をホームページで報告しました。（終了）。

6. 株式会社読売新聞大阪本社に対して

2014 年 3 月 10 日に文書を送付しました。これは、申入事項はなく、新聞購読契約に関するガイドライン（2013 年 11 月 21 日策定）を販売店に対して遵守を徹底させることなどを記載した要望書でした。回答はありませんでしたが、特に回答を求めることなく終了しました。